

開発行為の許可の基準に関する条例案の制定についての市民意見公募（パブリックコメント）のご意見（概要）及び回答（市の考え方等）

お寄せいただいたご意見及びそれに対する回答を掲載しています。

項目	意見の概要	市の考え方又は対応
1	<p>条例案では、用途白地地域での制限を 250 m²としています が、趣旨に従った抑制効果は十分だと考えられますか。</p> <p>また、過去の開発許可で、250 m²以上の住宅が何%を占めていますか。</p>	<p>H17～H22 年度の開発許可（都市計画法第 29 条）を調査したところ、用途白地地域内で敷地面積が 250 m²以上の宅地は、30.9%（55 件中 17 件）でした。</p> <p>このことから、用途白地地域内における 250 m²未満の宅地は 69.1%（55 件中 38 件）となり、これを制限することにより、開発の抑制効果はあると考えます。</p>
2	<p>集合住宅に対しても抑制効果がありますか。</p>	<p>H17～H22 年度の集合住宅を目的とした開発許可（都市計画法第 29 条）を調査したところ、敷地面積が 250 m²未満のものはなく、駐車場等のスペースを考えると今後も 250 m²未満の申請が出る可能性は低いことから、集合住宅に対する抑制効果はないと考えます。</p>